

第4次改定(素案)

新潟市食の安全基本方針

将来にわたって安心安全な食生活をおくることができる新潟市を目指して



仮写真) 新潟すし三昧「極み」



SDGs 新潟市
未来都市
令和7年3月

目次

I 策定の趣旨	1
II 基本方針の位置づけ	2
III 目的と計画期間	3
1 基本方針の目的	
2 計画期間	
IV 取り組みの視点	3
取組の視点① 食品の生産から消費に至るまでの各段階における安全性の確保	
取組の視点② 市民の食の安心安全に関する理解の促進	
V 各主体の責務と役割	4
1 本市の責務	
2 食品関連事業者の責務	
3 市民の役割	
VI 進捗管理と評価	4
VII 基本方針の体系図	5
VIII 施策の推進	6
IX 施策の見直し	11
X その他(検討委員・会議等の開催等)	12

表紙写真

「[いがたの寿司]」

I 策定の趣旨

本基本方針が、平成15年に制定された「食品安全基本法」の理念を踏まえ、平成16年度に策定されてから、約20年が経過しました。

この間、本市では、3次にわたり方針を改定し、本市の食育推進計画等と連携して食の安心・安全を確保するための食育を推進するほか、国際的な衛生管理基準である HACCP の考え方を取り入れた衛生管理等の取り組みを食品関連事業者と共に推進するなど、食品関連事業者や市民と協力し、食をとりまく状況の変化に応じた食の安心・安全に関する各種施策に取り組んできました。現在、多くの市民が、新潟市の世界に誇る豊かな食資源のもと、農水産物などに対して誇りや愛着を持ち、新潟市内で購入する(食べる・利用する)食品について、「安全だと思う」としています。

一方で、国内では食品表示の偽装、加工食品への異物混入事件、食物アレルギー事故などの問題が絶えず発生しており、国内における食の安全に対する消費者の信頼は常にゆらいでいます。さらには、政治情勢不安や輸送コスト増加に伴う世界的なサプライチェーン(供給網)の混乱や、気候変動、自然災害、家畜伝染病等の影響による食料の安定供給への不安など、食を取り巻く状況は常に変化を生じており、どのような状況においても食の安全への取り組みを途切れることなく着実に実行していくことがますます重要になってきています。

上記の状況を踏まえ、第4次改定では、「新潟市食の安全基本方針(第3次改定)」の基本的な考えかたを承継しつつ、市民の意見を反映し、今までに醸成してきた市民の食への信頼が今後も続くよう、行政、食品関連事業者及び市民が、それぞれ主体的に責務と役割を果たし、より連携とコミュニケーションを深めながら食の安心安全につながる施策を推進し、将来にわたって安心安全な食生活をおくることのできる新潟市を目指します。

<参考>

新潟市総合計画 2030 (評価指標抜粋)	
新潟市の農水産物などに対して誇りや愛着を持つ市民の割合	令和4年度
	86.9%

(把握方法:新潟市市政世論調査)

用語解説

○食品安全基本法

国民の食生活を取り巻く環境の変化に的確に対応し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成15年5月に施行された法律です。

○HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) (略称:ハサップなど)

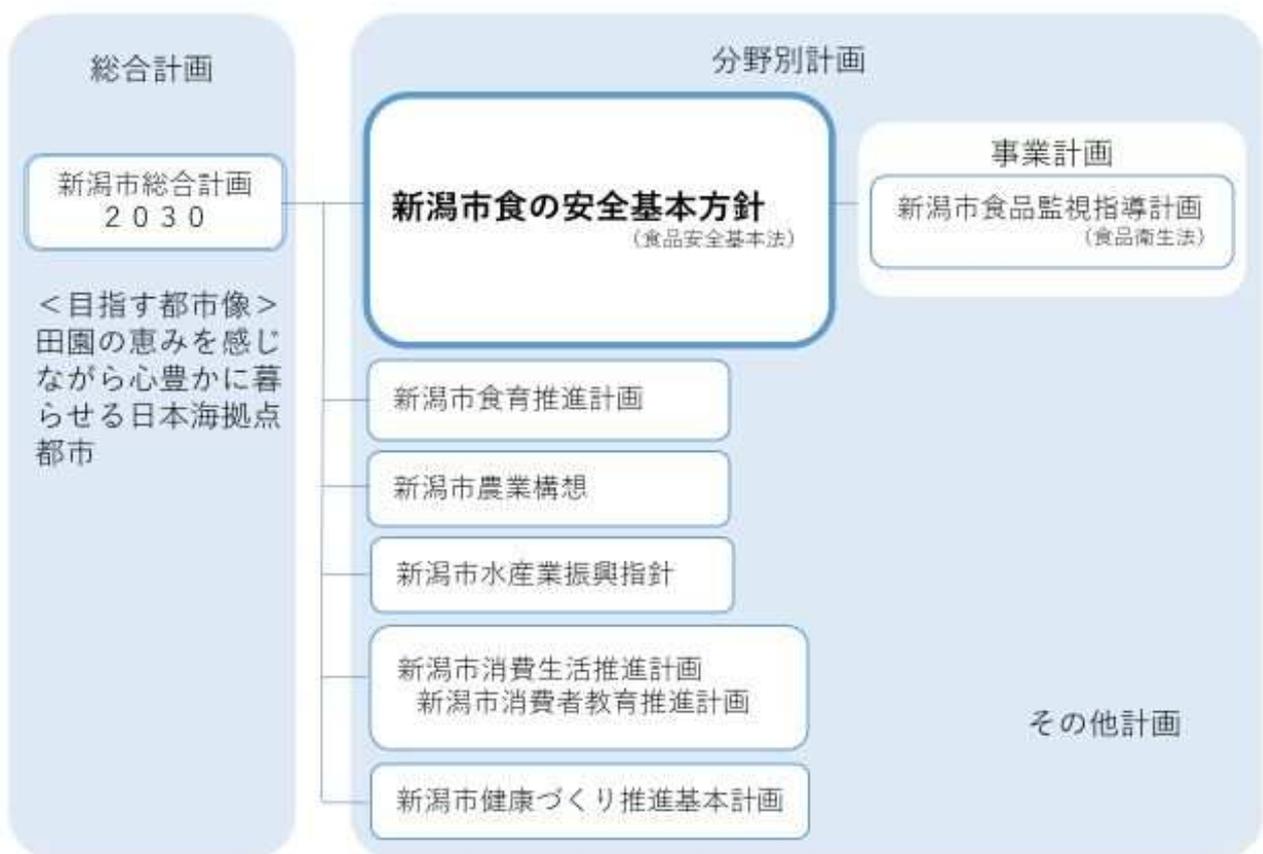
日本語では「危害分析重要管理点」と訳されています。

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある危害を分析し、製造工程のどの段階で対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法のこと。もともと、NASA(アメリカ航空宇宙局)で、宇宙開発計画の一環として考えられたもので、宇宙食にも取り入れられているシステムです。

Ⅱ 基本方針の位置づけ

本基本方針は、食品安全基本法の理念を踏まえ、本市の食の安心・安全の確保に関する施策を推進するために策定したものです。本市における最上位計画である「新潟市総合計画 2030」(以下、「市総合計画」という)の分野別計画としても位置づけられており、市総合計画が示す、まちづくりの基本的方向と整合を図りながら、その方策・取り組みを的確・確実に進めることにより、本市の食の安心・安全の推進につなげていきます。

また、国や新潟県の各種関連計画とも整合・連携を図り進めていきます。



用語解説

○新潟市総合計画「新潟市総合計画2030」

新潟市の令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間のまちづくりの指針となり、新潟市における最上位の計画に位置付けられます。まちづくりの理念や目指す都市像、実現のための方向性及び施策、具体的な取り組みを示し、都市基盤や福祉などのあらゆる事務事業は、この計画を基に行われます。

○食品衛生監視指導計画

各自治体が国の指針に基づいて、食品営業施設等に対する監視指導内容を毎年度定めるものです。この計画及び実施結果については、毎年度市のホームページで公開しています。

Ⅲ 目的と計画期間

1 基本方針の目的

食は生命の源であり、市民の健康と健全な食生活を守るための基本となるものです。食品の安全性を確保するためには、生産から消費までの各段階において、食品関連事業者と本市が協働して取り組む必要があり、また、食の安心は、市民一人ひとりが、食品の安全性に関する知識や取り組みについての理解を深め、行動に移すことで得られると考えます。

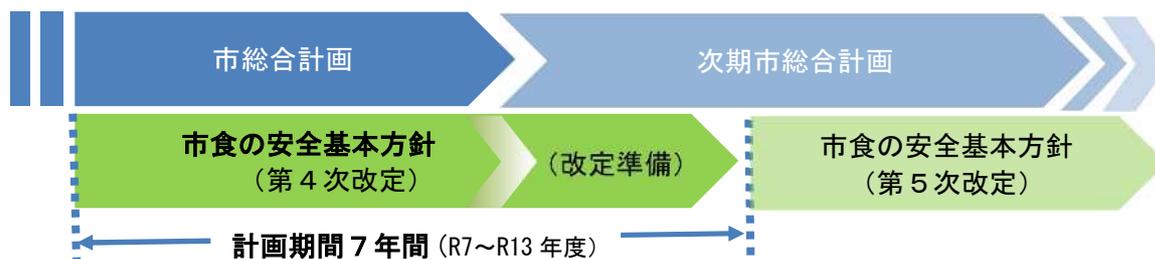
本基本方針では、本市、食品関連事業者及び市民が、それぞれ主体的に役割を果たしながら、新潟市における食の安心安全を推進し、

将来にわたって安心安全な食生活をおくることができる新潟市

を目指します。

2 計画期間

本市の最上位計画である「市総合計画」に連動するため、第4次改定の計画期間は、令和7年度～令和13年度の7年間とします。



Ⅳ 取り組みの視点

食品安全基本法では、「国民の健康の保護が最も重要」という基本的認識の下、食品の安全性の確保については国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、「食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない」とされ、また、国民が食品の安全性の確保に関する知識及び理解を深めるために「教育・学習・広報活動等の充実に関する措置を講じなければならない」とされています。

そこで、本基本方針では、次の2つの視点から、市民の食の安心安全確保のための施策の推進を図ります。

視点① 食品の生産から消費に至るまでの各段階における安全性の確保

視点② 市民の食の安心安全に関する理解の促進

V 各主体の責務と役割

1 本市の責務

- 市民の健康の保護と安心できる生活の確保のために、食の安心・安全の確保に必要な施策を策定し、着実に実施します。
- 食の安心・安全に関する情報を市民にわかりやすく提供し、知識の普及を図ります。
- 食の安心・安全について考える機会や意見交換の場を設けるなど、食品関連事業者及び市民とのリスクコミュニケーションを推進します。
- 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁など、食品安全行政に係る国の機関や新潟県等、他自治体と情報交換を図り、施策の推進を図ります。

2 食品関連事業者の責務

- 食品の安全性確保について第一義的な責務を有することを認識し、安全な食品の提供に努めます。
- 事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報提供に努めます。
- 本市が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力します。

3 市民の役割

- 積極的に食品の安全性に関する情報を収集し、正しい知識の習得に努めることにより自ら安全な食生活を守るよう努めます。
- パブリックコメントや意見交換会等を通じて、本市の施策について意見を述べるなどにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たします。

VI 進捗管理と評価

食の安全を守る取り組みは、着実に実施されることが求められるため、新潟市食の安全意見交換会やホームページにて公表し、市民が実施状況を把握できる仕組みとします。

また、新潟市食の安全意見交換会からの意見等をふまえ、改善・見直し、取り組みへの反映を行います。さらに、本基本方針の目的をより端的に評価できるものとして総合指標を設定し、市民アンケートにより、基本方針の施策の成果について評価します。

総合指標	R6(参考値)	目標値
新潟市内で購入する(利用する・食べる)食品について安全だと思う市民の割合	88%	80%以上

(把握方法:新潟市食の安心安全アンケート)

用語解説 ○リスクコミュニケーション

消費者、食品関連事業者、専門家、行政機関などの関係者が、食品のリスク（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）について、相互に情報や意見を交換することです。食の安全に係る問題に適切に対応するためには、「①リスク評価」「②リスク管理」「③リスクコミュニケーション」という3つの要素が有効に作用することが重要です。

VII 基本方針の体系図

食の安心安全を推進するために各取り組みの視点に沿った5つの方針と14の施策に取り組みます



VIII 施策の推進

本基本方針の目的を達成するため、関連する分野別計画と連携し、施策を推進します。
食の安心安全の推進に関する各取り組みについては、食の安全意見交換会において報告するとともに、ホームページに掲載し市民へ公表します。

視点① 食品の生産から消費に至るまでの各段階における安全性の確保

方針1 生産段階における安全性の確保



施策1) 農作物の安全性の確保

- 農薬の適正使用・管理に関する情報提供及び啓発指導を推進します。
- スマート農業の活用とともに、有機資源を利用した循環型農業を推進し、化学肥料・化学合成農薬を低減した農業や、有機農業の取組拡大を図ります。

施策2) 畜産物の安全性の確保

- と畜検査結果を農場へ還元し、健康な家畜の生産を促します。
- 動物用医薬品、飼料添加物の残留防止について農場啓発を行います。
- 家畜排せつ物法の管理基準の順守を支援します。
- 監視伝染病の蔓延防止対策を支援します。

施策3) 水産物の安全性の確保

- 水揚げから出荷までの工程における衛生管理の啓発指導を推進します。
- 出荷される水産物の安全性確保体制を支援します。

関連する主な分野別計画

新潟市農業構想、新潟市水産業振興指針
新潟市食品衛生監視指導計画

用語解説

○と畜検査

牛、豚、馬、めん羊、山羊は、「と畜場法」に基づき、と畜場の段階で一頭ごとに公的機関による検査を受けることが義務づけられています。この検査をと畜検査といい、合格した肉のみが出荷されます。

○動物用医薬品

家畜の病気や寄生虫の予防または治療などの目的に使用される医薬品のことです。抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫駆除剤などがあり、食品衛生法では残留基準値が規定されています。

○家畜排せつ物法（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）

畜産を営む者について、野積み・素掘り等の家畜ふん尿の不適切な管理を禁止し、利用の促進を図ることを目的とし、平成11年11月1日に施行された法律です。

○監視伝染病

家畜伝染病予防法における、家畜伝染病（28種）と届出伝染病（71種）の総称であり、発生した場合はまん延を予防するために届け出を行い、必要な措置を講ずる必要があります。



施策4) 自主衛生管理体制の推進

- 食品営業施設の HACCP に沿った自主衛生管理が適切に運用されるよう支援します。
- 給食施設の HACCP に沿った自主衛生管理について、衛生管理の向上を支援します。
- より衛生的な食肉の供給に向けて、と畜場の HACCP に基づく衛生管理について検証・指導・助言を行います。
- 保育施設における給食への異物混入等の事故防止対策の徹底を図ります。
- 学校給食施設において食物アレルギーに対応した給食提供のための取り組みを推進します。
- 保育施設における食物アレルギーの誤食・誤配等の事故防止対策の徹底を図ります。
- 保育施設において食品衛生等に関する研修会を開催し、衛生的な給食提供について指導を行います。
- 学校給食施設における食品衛生に関する研修の実施等により、衛生的な給食提供や異物混入や食中毒等事故防止への職員等の理解促進を図ります。

施策5) 監視指導体制の強化

- 重点監視施設や集団給食施設等について、食品衛生監視指導計画に基づいた監視指導を行います。
- 市内で生産・製造・加工・調理・流通・販売する食品について、食品衛生監視指導計画に基づいた収去検査を行います。
- と畜場や食鳥処理場において、食品衛生監視指導計画に基づいた収去検査及び監視指導を行います。
- 食品衛生協会と協力して地域の食品営業施設の衛生指導を行います。
- 学校給食の調理委託施設や物資納入業者に対し、衛生管理について指導します。
- 流通の拠点である中央卸売市場における監視指導を行います。

施策6) 輸入食品の安全対策の強化

- 輸入農畜産物・加工品等の収去検査を行います。
- 地方検疫所と連携し、輸入食品の安全対策を強化します。

施策7) 食品表示に係る指導及び監視体制の強化

- 食品関連事業者を対象とした講習会の開催や相談・指導を実施し、適正な表示の作成を支援します。
- 市内で生産・製造・加工・調理・流通・販売・食品表示の監視指導を実施します。

関連する主な分野別計画

新潟市食品衛生監視指導計画

用語解説

○収去検査

「食品衛生法」、「食品表示法」に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立入り、基準等に適合しているかどうか調べるため、必要最小量の食品や食品添加物等を検体として採取し、試験検査すること。

視点② 市民の食の安心安全に関する理解の促進

方針4 食の安心安全に関する理解の促進



施策11) 食の安全に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供

- 子どもたちへの早期消費者教育として、食品の取り方などを学ぶ子ども消費者学習を開催します。
- 市民を対象に消費者啓発として「出前くらしのテスト教室」を開催します。
- 乳幼児から高齢者までを対象とした食生活関係事業において、適切な食生活と食の安心・安全知識の普及啓発を行います。
- 健康増進法に基づく給食施設巡回指導を行い、施設利用者に応じた適切な栄養管理ができるよう助言します。
- 食品衛生や食品表示等について、市報やホームページ、講習会等を活用し、市民への正しい知識の普及・啓発、情報提供を行います。
- 動く市政教室や市政さわやかトーク宅配便を活用し、食の安全に関する情報提供及び市民とのリスクコミュニケーションを図ります。
- 福祉バス等の施設見学、研究所だよりの発行等を通じて市民への食品衛生に関する情報提供を行います。
- 食育・花育センターの食育展示コーナーにおいて、食に関する情報の展示とガイドによる普及啓発を行います。
- 食育や地産地消に関する情報について、リーフレット等を活用し啓発普及を行います。

施策12) 食の安心安全に関する取り組みについての相互理解の促進

- 食物アレルギーを有する児童・園児への給食対応に関し、児童生徒及び保護者と保育施設・学校間の情報共有を図り、適切な給食提供及び発症時の対応についての相互理解に努めます。
- 食の安全意見交換会を開催し、学識経験者・食品関係団体・食品関連事業者及び市民の意見を求め、施策に反映します。

関連する主な分野別計画

新潟市食育推進計画

新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画

新潟市健康づくり推進基本計画 新潟市食品衛生監視指導計画

用語解説

○食の安全意見交換会

新潟市食の安全基本方針に基づき、本市における食の安心及び安全の確保について、広く意見を聴取する場として本市が開催する会合です。新潟市食の安全基本方針に関すること、新潟市食品衛生監視指導計画に関すること、その他食の安全に関することについて、個々の委員から意見を聴取します。

方針5 関係者間の連携・協働の推進



施策13) 地域で活動する組織や団体との連携強化

- 食生活関係団体(栄養士会、食生活改善推進委員協議会)や食品関連事業者等と連携し、適切な食生活の市民への普及啓発を図ります。
- 食の安全の確保を図るため、食品関連事業者・関係団体等と連携を図ります。

施策14) 国や他自治体との連携強化

- 国や他自治体と連携し、市民向け啓発事業を行います。

関連する主な分野別計画

新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画
新潟市健康づくり推進基本計画 新潟市食育推進計画
新潟市食品衛生監視指導計画

< 参 考 >

○「持続可能な開発目標 SDGs」

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な世界の実現を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本市は、令和4年5月、SDGsの達成に向け取り組みを行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。

本基本方針の施策の推進により、同時にSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



IX 施策の見直し

基本方針(第4次改定)の計画期間は7年間ですが、食を取り巻く環境は絶えず変化しており、新たな課題や問題の発生があった場合は状況に迅速に対応するため、柔軟に見直しを図ります。

<改定履歴>

年 月	改定内容
平成16年3月 策定	
平成22年3月 第1次改定	<ul style="list-style-type: none">・輸入食品への不安、食物アレルギーへの対応等、新たな問題への取り組みを追加・新潟市食育推進計画と連携した施策とし、取り組み指標の設定を追加
平成27年3月 第2次改定	<ul style="list-style-type: none">・目的の明確化と成果指標の設定・施策の全面的な見直し
平成29年4月 一部修正	<ul style="list-style-type: none">・成果指標1の指標修正・成果指標2の目標値修正
平成30年4月 一部修正	<ul style="list-style-type: none">・施策の推進の修正・組織改正に伴う担当課名の修正・各課の取り組み内容の見直し
令和2年3月 第3次改定	<ul style="list-style-type: none">・目的の明確化と成果指標の変更・取り組み内容の見直し
令和7年3月 第4次改定 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・総合指標の設定・市総合計画に連動するため、計画期間を見直し・取り組み内容を見直し、関連する分野別計画を明確化・基本方針の推進と同時にSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献することを明記

X その他（検討委員・会議等の開催等）

1 検討委員

《新潟市食の安全意見交換会委員（五十音順、敬称略）》

氏名	所属等
遠藤 一雄	新潟かがやき農業協同組合 経営管理委員会 副会長
遠藤 ゆき子	公募委員
織田 義幸	新潟県すし商生活衛生同業組合 常務理事
小池 雅子	公募委員
立山 千草	新潟県立大学人間生活学部 教授
中村 昌子	新潟市消費者協会 理事
長嶋 信司	新潟市食品衛生協会 会長
西山 宗一郎	新潟薬科大学応用生命科学部 准教授
早川 正人	新潟市農業協同組合 専務理事
渡辺 弘則	新潟水産物卸業協同組合 専務理事

2 会議等の開催状況（予定）

開催日等	場所	議題等
令和6年 8月5日	新潟市総合保健医療センター 会議室	1 新潟市食の安全基本方針（第3次改定）の評価について 2 新潟市食の安全基本方針（第4次改定）の方向性（案）について
令和6年11月	書面にて意見 伺い	新潟市食の安全基本方針（第4次改定）（素案）について
令和7年 3月3日	新潟市総合保健医療センター 会議室	1 新潟市食の安全基本方針（案）及び意見募集結果について 2 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画（案）について

3 市民意見提出手続き（パブリックコメントの募集）

本方針の策定案を市民に公表し、ご意見をお寄せいただきました。

- ・募集期間 令和7年1月10日（金）～令和7年2月9日（日）
- ・募集方法 市ホームページに掲載の他、市政情報室、各区役所・出張所、中央図書館、食の安全推進課で閲覧

新潟市食の安全基本方針（第4次改定）

令和7年3月

編集・発行者

新潟市保健衛生部保健所食の安全推進課

〒950-0914

新潟市中央区紫竹山3丁目3-11 新潟市総合保健医療センター3階

TEL 025-212-8226 FAX 025-246-5673

E-mail shokuanzen@city.niigata.lg.jp
